

## 北極域研究共同推進拠点拠点本部規程

### (設置)

第1条 共同利用・共同研究拠点「北極域研究共同推進拠点」の設置及び運営に関する協定書（以下「協定書」という。）第4条に基づき、北海道大学北極域研究センターに、北極域研究共同推進拠点（以下「推進拠点」という。）の拠点本部を置く。

### (拠点本部の構成)

第2条 拠点本部は、国立大学法人北海道大学北極域研究センター、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所国際北極環境研究センター及び国立研究開発法人海洋研究開発機構北極環境変動総合研究センターの長（以下「構成員」という。）をもって構成する。

### (拠点本部長)

第3条 拠点本部に拠点本部長を置き、北海道大学北極域研究センター長をもって充てる。

- 2 拠点本部長は、拠点本部を主宰する。
- 3 拠点本部長に事故があるときは、あらかじめ拠点本部長の指名した構成員がその職務を代行する。

### (審議事項)

第4条 拠点本部は、推進拠点の運営に関する事項を審議し、及び決定する。

### (構成員以外の者の出席)

第5条 拠点本部が必要と認めるときは、拠点本部に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (運営委員会)

第6条 拠点本部に、拠点本部の諮問に応じ、推進拠点の運営に関する重要事項を審議するため、北極域研究共同推進拠点運営委員会を置く。

- 2 北極域研究共同推進拠点運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

### (共同研究推進委員会)

第7条 拠点本部に、共同利用・共同研究に係る課題等を募集し、及び審査す

るため、北極域研究共同推進拠点共同研究推進委員会を置く。

- 2 北極域研究共同推進拠点共同研究推進委員会の組織及び運営については、別に定める。

(事務)

第8条 拠点本部の事務は、北キャンパス合同事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、拠点本部の運営に関し必要な事項は、拠点本部の議を経て、拠点本部長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。